雇用契約書

　（使用者）○○○○（以下「甲」という。）と（労働者）○○○○（以下「乙」という。）は、以下のとおり雇用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（雇用）

甲は、本契約の規定及び別紙労働条件通知書に定める条件により乙を雇用し、乙は甲に従いその職務を誠実に遂行し、甲はこれに対し賃金を支払うことを約する。

第２条　（遵守事項）

乙は、甲に対し、以下の事項を遵守することを誓約する。

①　法令、諸規則、諸規程、本契約及び業務命令等を遵守し、誠実に職務を遂行する。

②　業務上の機密に属する事項（個人情報を含む。）を、在職中のみならず退職後も第三者に漏洩しない。

③　甲の事前の書面による承諾なしに、在職中及び退職後１年間は、甲と同一又は類似のノウハウを利用した事業を自ら営み、もしくは甲の事業と競合する事業を営む会社に雇用されない。

第３条　（当然退職）

乙が次の各号の一つに該当するときは、その日をもって退職とし、その翌日をもって従業員としての身分を失う。

①　死亡したとき

②　甲の取締役、執行役又は監査役に就任したとき

③　甲に連絡がなく５０日が経過し、甲が所在を知ることができないとき

④　業務によらない負傷又は疾病により連続して○日欠勤したとき

第４条　（懲戒）

１　懲戒の種類及び程度は以下のとおりとする。

①　譴　　責：顚末書を提出させ将来を戒める。

②　減　　給：顚末書を提出させ将来を戒め、賃金を減ずる。減給の範囲は、１回の事案に対しては平均賃金の１日分の半額を限度とし、一賃金支払期に発生した複数の事案に対しては当該賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えないものとする。

③　出勤停止：顚末書を提出させ将来を戒め、７日以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間中は賃金を支払わない。

④　降　　格：顚末書を提出させ将来を戒め、現在の職位を解任又は他の職位へ引き下げる。

⑤　諭旨退職：懲戒解雇相当の事由がある場合に、退職届を提出するよう勧告し、３日以内に退職届が提出されないときは懲戒解雇とする。

⑥　懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に解雇する。解雇予告手当は支給しない。

２　甲は、乙が次の各号に該当する行為を行ったときは、その情状に応じ前項の懲戒処分を行うことができる。

①　無断又は正当な理由なく欠勤したとき

②　無断又は正当な理由なく遅刻又は早退を繰り返したとき

③　甲の業務命令又は甲の諸規則、諸規程に従わないとき

④　甲の許可なく甲の物品を私用で使用したとき又は持ち出したとき

⑤　甲の許可なく業務上金品の贈与を受けたとき

⑥　甲の許可なく事業を始め又は他の会社に雇用されたとき

⑦　故意又は重大な過失により、甲の金銭又は物品を紛失したとき

⑧　故意又は重大な過失により、甲の設備、備品又はシステムを破壊したとき

⑨　故意又は重大な過失により、営業上の事故を発生させたとき

⑩　故意又は重大な過失により、甲の業務上の機密に属する事項（個人情報を含む。）を漏洩したとき

⑪　甲に対する業務上の報告等を偽ったとき

⑫　素行不良で職場の秩序、風紀を乱したとき

⑬　他の職員に対し性的な嫌がらせを行ったとき

⑭　業務上の地位又は権限を利用し他の職員に対し嫌がらせを行ったとき

⑮　業務上の地位又は権限を利用し自己の利益を図ったとき

⑯　重要な経歴等を詐称して採用されたとき

⑰　刑法その他の法令に違反する行為をしたとき

⑱　故意又は重大な過失により、甲の名誉又は信用を毀損したとき（企業外非行行為を含む。）

⑲　第２条に定める遵守事項を守らず、その程度が重いとき

⑳　その他、前各号に準ずる行為をしたとき

第５条　（普通解雇）

甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、乙を解雇することができる。

①　身体又は精神の障害により、業務に耐えられないと認められるとき

②　勤務成績又は業務能率が不良で、就業に適さないと認められるとき

③　事業の縮小、廃止その他経営上の都合により余剰人員が生じたとき

④　２週間以上正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じないとき

⑤　その他、前各号に準ずる事由があるとき

第６条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第７条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞